

香芝市訓令乙第 1 号

各 部 課
各出先機関

香芝市個人情報漏えい事案の公表に係る事務取扱要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市個人情報漏えい事案の公表に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、香芝市の保有する個人情報の管理に関する規程（令和 5 年 4 月 1 日施行）で定める実施機関が保有する個人情報の漏えい事案が発生したときの公表等に係る措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）において使用する用語の例による。

(事案の報告)

第 3 条 実施機関が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい事案が発生したときは、当該事案が発生した課及び室の長（以下「所属長」という。）は、直ちに総務課長に個人情報の漏えい事案に係る報告票（別記様式）（以下「報告票」という。）により、事案発生日時、事案判明日、漏えいした個人情報、事案の概要及び事案発生に至る経過、事案発生原因、対応経過その他の所定の必須事項を報告しなければならない。

2 前項に規定する報告のほか、所属長は、再発防止策を策定した後、速やかに総務課長に報告票により、当該再発防止策等の内容を報告しなければならない。

(公表の対象)

第 4 条 保有個人情報の漏えい事案が発生したときは、公表を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、非公表とすることができる。

(1) 個人の生命、身体又は財産の安全を侵害するおそれがあると認められるとき。

(2) 犯罪の捜査及び裁判に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 被害者が公表を望まない意思を明確に示したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、非公表とすることに相当の理由があると認められるとき。

2 所属長は、前項各号のいずれかを適用しようとするときは、あらかじめ総

務課長と協議しなければならない。

(一括公表)

第5条 前条第1項に規定する公表を行うときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所属長は、報告票をもとに公表する資料を作成し、総務課長に送付しなければならない。
- (2) 総務課長は、前号の資料について、報道発表の方法により、公表しなければならない。
- (3) 前号の公表は、1月、4月、7月、10月の1日（1日が香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の前日）に行うことを常例とする。

(個別公表)

第6条 前条に規定する公表のほか、複数人の個人情報の漏えい事案に該当するときは、次に定めるところにより、個別に公表を行うものとする。

- (1) 所属長は、総務課長に対し、速やかに報告票により個別に公表を行う旨を報告しなければならない。
- (2) 所属長は、総務課長と調整の上、個別に公表する資料を作成し、当該資料を速やかに報道発表の方法により、香芝市ホームページへ掲載の上、公表を行う。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行し、施行の日以後に報告のあった事案について適用する。

別記様式（第3条、第5条、第6条関係）

個人情報の漏えい事案に係る報告票

所 属			第3条第1項 必須事項
報 告 者 氏 名			第3条第1項 必須事項
報 告 日	発生時速報	年 月 日	第3条第1項 必須事項
	最 終 報	年 月 日	
事案発生日時	年 月 日 時 分頃		第3条第1項 必須事項
事案判明日	年 月 日		第3条第1項 必須事項
漏 え い し た 個 人 情 報			第3条第1項 必須事項
事案の概要及 び事案発生に 至 る 経 過			第3条第1項 必須事項
事案発生原因			第3条第1項 必須事項
対 応 経 過			第3条第1項 必須事項
再 発 防 止 策 の 内 容			
公 表 区 分	一括公表 ・ 個別公表		
個 人 情 報 保 護 委員会報告区分	報告対象 ・ 報告対象外		

（留意事項）

香芝市の保有する個人情報の管理に関する規程及び本要綱により、事案の発生した課室における長（保護管理者）は、本票を作成の上、総務課長に報告するとともに、副総括保護管理者（総務部長）及び総括保護管理者（副市長）に報告すること。